

墨田区民住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区民住宅条例（平成6年墨田区条例第24号））

改正案						現 行					
別表						別表					
種類	名称	位置	型式	戸数	備考	種類	名称	位置	型式	戸数	備考
特定公共賃貸住宅	〔略〕					特定公共賃貸住宅	〔略〕				
特定優良賃貸住宅	〔削除〕					特定優良賃貸住宅	シティハイム石原	東京都墨田区石原二丁目1番5号	3 LDK	3 7 戸	
	シティハイム京島	東京都墨田区京島三丁目34番7号	3 DK	2 0 戸			〔同左〕				
	シティハイム八広第二	東京都墨田区八広六丁目44番10号	3 LDK	1 6 戸			〔同左〕				
	シティハイム亀沢	東京都墨田区亀沢三丁目12番5号	3 LDK	3 2 戸			〔同左〕				

第2条による改正（墨田区民住宅条例）

改正案						第1条による改正後					
別表						別表					
種類	名称	位置	型式	戸数	備考	種類	名称	位置	型式	戸数	備考
特定公共賃貸住宅	〔略〕					特定公共賃貸住宅	〔略〕				
特定優良賃貸住宅	〔削除〕					特定優良賃貸住宅	シティハイム京島	東京都墨田区京島三丁目34番7号	3 DK	2 0 戸	
	シティハイム八広第二	東京都墨田区八広六丁目44番10号	3 LDK	1 6 戸			〔同左〕				

	シティハイム 亀沢	東京都 墨田区 亀沢三 丁目1 2番5 号	3LDK	32戸						(同左)
--	--------------	--------------------------------------	------	-----	--	--	--	--	--	------

第3条による改正（墨田区民住宅条例）

改 正 案						第2条による改正後					
別表						別表					
種類	名称	位置	型式	戸数	備考	種類	名称	位置	型式	戸数	備考
特定公共 賃貸住宅	〔略〕					特定公共 賃貸住宅	〔略〕				
特定優良 賃貸住宅	〔削除〕					特定優良 賃貸住宅	シティハイム 八広第二	東京都 墨田区 八広六 丁目4 4番1 0号	3LDK	16戸	
	シティハイム 亀沢	東京都 墨田区 亀沢三 丁目1 2番5 号	3LDK	32戸			〔同左〕				

第4条による改正（墨田区民住宅条例）

改 正 案	第3条による改正後
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第3号に規定する所得の例により算出した額をいう。</p> <p>(3) 共同施設 区民住宅の使用者の共同の利便のために設置した集会室その他の施設をいう。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 特定優良賃貸住宅 <u>法第3条の規定により区長の認定を受けた供給計画に基づき建設された住宅で、墨田区が借り上げて管理する区民住宅をいう。</u></p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>(4) 〔同左〕</p>

別表

種類	名称	位置	型式	戸数	備考
特定公共賃貸住宅	〔略〕				
〔削除〕					

別表

種類	名称	位置	型式	戸数	備考
特定公共賃貸住宅	〔略〕				
特定優良賃貸住宅	シティハイム 亀沢	東京都 墨田区 亀沢三 丁目1 2番5 号	3LDK	32戸	

付 則

この条例中第1条の規定は平成29年5月1日から、第2条の規定は同年6月1日から、第3条の規定は同年11月1日から、第4条の規定は同年12月1日から施行する。